



那須

12 月号
No.736
2020年(令和2年)



田んぼがある 風景を守りたい

目次

タウントピックス	2
子育て・ほけんだより	13
生涯学習だより	15
図書館だより	19
タウンinformation	20
カメラスケッチ	24
みんなの広場	26
那須平成の森だより	30

令和2年度 自治功労表彰



令和2年度的那須町自治功労表彰式が、11月3日、役場正庁で行われ、町の発展に永年にわたり貢献された次の28名、3団体の方々に授与されました。
(敬称略)

【栃木県農業士】

高久 一次

【地区社会福祉協議会長】

小山田 公男

【交通指導員】

森上 陽

【選挙管理委員】

関口 周治

平山 英夫

【保護司】

大平 守博

【前消防団員】

後藤 勝美

【前行政連絡員】

君島 幹夫

大森 政男

永山 拓

相馬 信男

菊池 健

塩田 誠

高久 正一

【前班長】

戸川 勝安

薄井 初義

澤地 良昭

相馬 一郎

沼井 則夫

篠崎 美砂子

八巻 茂男

堀江 英雄

大島 芳郎

稲川 満彦

吉田 久光

山田 春男

田代 力

【寄附】

渡邊 享男

宗教法人 おうかんみち本部

株式会社 T K C

栄和興業 株式会社

▼問合せ 総務課総務係

☎ 6901

**旧立正佼成会跡地を
憩いと集いの広場に**

旧立正佼成会跡地を令和3年4月から町民の憩いと集いの場とするための広場整備工事が始まりました。

▼工期 令和3年3月26日まで
※工事に伴う交通規制はありませんが、通行の際はご注意ください。
▼問合せ 企画財政課まちづくり係
☎ 6935

栃木県民手帳 販売中!

令和3年版の県民手帳を次のとおり販売しています。今年度より、販売場所を一部変更しましたのでご注意ください。

▼販売場所 会計課(本庁1階)、各支所

▼価格

・通常版 550円

・ポケット版 440円

▼販売期間 1月29日(金)まで

▼問合せ 企画財政課総合政策係

☎ 6906



投票区別有権者数・投票者数

投票区	地区名	当日有権者数	投票者数	投票率
第1投票区	黒田原1	1,555	708	45.53%
第2投票区	黒田原2	2,472	1,251	50.61%
第3投票区	田中	1,003	428	42.67%
第4投票区	高久	1,752	785	44.81%
第5投票区	田代	2,653	1,057	39.84%
第6投票区	室野井	1,144	488	42.66%
第7投票区	湯本	1,186	463	39.04%
第8投票区	池田	1,392	544	39.08%
第9投票区	大沢	890	389	43.71%
第10投票区	大島	1,302	630	48.39%
第11投票区	逃室	1,041	500	48.03%
第12投票区	夕狩	851	368	43.24%
第13投票区	成沢	264	152	57.58%
第14投票区	芦野	1,027	520	50.63%
第15投票区	寄居	262	134	51.15%
第16投票区	富岡	402	207	51.49%
第17投票区	伊王野	1,389	694	49.96%
第18投票区	蓑沢	443	271	61.17%
第19投票区	稲沢	547	225	41.13%
合 計		21,575	9,814	45.49%

※期日前投票者数4,597人（21.11%）は各投票区に含まれています。

栃木県知事選挙 福田富一氏 県政初5選

那須町開票区 確定得票数

当 福田 富一 6,939票
田野辺隆男 2,786票
(午後9時10分選管確定)

任期満了に伴う栃木県知事選挙が、11月15日に行われ、即日開票の結果、福田富一氏が当選されました。町内の投票区別投票率等は左表のとおりです。

那須まちづくり株式会社が国土交通大臣賞を受賞



11/5 役場正庁で表彰式

さな拠点部門)で、那須まちづくり株式会社が国土交通大臣賞を受賞されました。

那須まちづくり株式会社は、廃校になった旧朝日小学校を平成30年から生涯活躍の町・新しい学びと新しいコミュニティの拠点「那須まちづくり広場」として再生し活動しています。

地域住民の交流を促進するとともに、高齢者の健康増進や生きがいづくり、地域資源を活かした6次産業化を図るなど、持続可能な地域づくりの取り組みが、創意と工夫を活かした個性的な地域づくり活動に顕著な功績のあった優良事例として評価されました。

高久弘さん 知事盃グラントシニアの部で2度目の優勝

令和2年度地域づくり表彰(小)



2度目の優勝を果たしました。

11月26日、優勝報告に平山町長を訪れ、「今回の大会では、練習が短期間に集中してできたことが良かった」と大会を振り返り、また、「優勝したことをゴルフ仲間にももちろんですが、ゴルフ関係者ではない方も喜んでくださいました。本当に多くの方が祝福してくださったことに、私が感動させられました。ゴルフ人生は楽しいです」と周りの反応に驚きと笑顔を見せました。

10月12日、芳賀町で行われた第55回県知事盃争奪ゴルフ大会グラントシニアの部決勝で、高久弘さん(高久)が、同部での3年ぶり

那須町土地改良区に県知事から感謝状



備され、10月20日、県知事から那須町土地改良区（漆塚地区圃場整備事業実行委員会）に感謝状が贈られました。

11月2日、那須町土地改良区の大平康市理事長と漆塚地区圃場整備事業実行委員会の若井昭夫事務局長が平山町長を訪れ、大平理事長から、「区画化された田んぼでない」と担い手が減少する原因になる。今度の整備により全面積で作付けができるようになり「ありがとうございました」と話がありました。



整備された漆塚地区

令和2年分青色申告決算説明会を中止します

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と参加する皆さんの安全を考慮し、例年実施している青色申告決算説明会の開催を中止します。

なお、令和2年分確定申告に関する各種情報は、国税庁ホームページ

ページで随時掲載しますのでご覧ください。

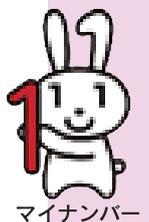
▼問合せ

大田原税務署法人課税第一部門

☎0287-22-3115

自動音声案内の後「2」を押してください。

マイナンバーカード交付の 休日窓口のご案内(予約者限定)



マイナンバー

次の日程で休日窓口を開設します。平日にマイナンバーカードの受け取りができない方は、この機会をぜひご利用ください。なお、必ず予約をお願いします。
※当日予約はできません。また、予約がない場合は開設しません。

- ▼日程 1月16日(土)、24日(日)
- ▼時間 午前9時～正午
- ▼場所 住民生活課(本庁1階)
- ▼問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎(72)6908

那須都市計画区域マスタープラン(案)の 縦覧を実施します

県で変更を進めている都市計画(那須都市計画区域マスタープラン)の案の縦覧を実施します。この都市計画の案に意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。提出された意見書の要旨は、都市計画審議会に提出します。

▼縦覧する都市計画の案
那須都市計画区域の整備、開発および保全の方針(那須都市計画区域マスタープラン)

▼対象となる区域 那須町の一部(大字湯本、寺子乙、寺子丙、大島、漆塚、高久甲、高久乙、高久丙、豊原甲、豊原乙、豊原丙、富岡の一部)

※大字富岡は、都市計画区域に該当する箇所と該当しない箇所がありますので、不明な方は町

建設課(☎726907)にお問い合わせください。

▼縦覧期間・意見書提出期間
12月8日(火)～22日(火)(土日を除く)

▼提出方法 意見書に住所、氏名、生年月日、職業、意見の趣旨およびその理由を明記し、提出期間内に知事宛てで、左記提出先に持参、郵送、栃木県電子申請システムのいずれから提出

▼縦覧場所・意見書の提出・問合せ
○県土整備部都市計画課計画担当 ☎028-623-2465
○大田原土木事務所企画調査部企画調査課 ☎0287-23-5882

○町建設課都市計画係 ☎(72)6907

農業用軽油免税証の交付申請受付のお知らせ

令和3(2021)年分農業用軽油免税証の交付申請受付を次のとおり行いますので、手続きをお願いします。
令和3年に免税証の交付を受けた方は、手続きをする際に免税軽油の取引等にかかる報告書を提出してください。また、免税軽油を購入したことを証明する書類として、納品書、請求書等を添付してください。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、交付方法が例年と異なります。

- 受付時に検温を行い、受付順に申請時間を指定します。その時間に再来場していただき交付申請を行います。
- この会場では追加の申請は受け付けません。2月15日(月)から大田原県税事務所で受け付けます。なお、県税事務所での受付には事前予約が必要です。12月15日(火)から下記の電話番号で受け付けます。
- 始めて申請する方は、事前に大田原県税事務所まで連絡してください。
- 体調の優れない方、1週間以内に発熱等の症状があった方は、後日申請する等の対応をお願いします。また、会場でのマスク着用にご協力ください。

■手続きに必要なもの

区分	使用者証	印かん	報告書	納品書等	耕作証明書 (300円)	機械のカタログ等 (型式・馬力確認)	交付手数料 (420円)
継続	○	○	○	○	○	○	—
更新	○	○	○	○	(面積に変更がある場合)	(機械に変更がある場合)	○
紛失	—	○	○	○	○		○
新規	—	○	—	—	○	○	○

- ※受委託契約により交付を受けている方は、証明書等をお忘れないうちにお持ちください。
- ※交付申請会場での耕作証明書の発行はできませんので、新規申請の方、耕作面積に変更がある方、使用者証を紛失してしまった方等は、事前に農業委員会が発行する耕作証明書の交付を受けご用意ください。
- ※免税軽油使用者証の有効期間の開始日が「H31.01.01から」以降の方は継続、それ以前の方は更新となります。

■交付申請受付日程

受付日	時間	場所	対象地区
1月6日(水)	○午前9時15分 ～11時30分 ○午後1時～3時	ゆめプラザ・那須 会議室	芦野・伊王野
1月7日(木)			高久・田中・田代・高原・室野井
1月8日(金)			上記以外の地区・上記日程に來られなかった方

※上記日程以外は、大田原県税事務所での申請になります。

■問合せ 大田原県税事務所 (☎0287-23-4172) 農林振興課農政係 (☎0287-72-6911)

- ▼**届出期間** 森林の土地の所有者となつた日から90日以内に農林振興課に届出
- ▼**申請方法** 次の①～③の書類を農林振興課に提出
 - ① 森林の土地の所有者届出書
 - ② 当該土地の位置を示す地図
 - ③ 登記事項証明書またはその他の届出の原因を証明する書面(売買契約書または相続手続書類等)
- ※①は農林振興課窓口に配置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。
- ▼**確認方法** 地域森林計画の対象となる森林の確認は、お問い合わせください。
- ▼**問合せ** 農林振興課林務係 ☎(72)6912

森林の土地を取得したときは森林の土地の所有者届出が必要です

地域森林計画の対象となつて森林の土地を取得した場合には、森林所有者には、市町村長への事後届出が義務付けられています。

▼**対象** 個人、法人を問わず、売買、相続、贈与等により森林の土地を新たに取得した方

※面積の大小に関わらず届出が必要です。



12月は町税滞納整理強化月間です！ ～税金の滞納、ありませんか？～

町税は、町の教育・福祉・ごみ処理・道路整備などの公共サービスを行う大切な財源です。町税の滞納は、納期内に税金を納めている大多数の方との公平性を欠くだけでなく、町の財政を圧迫し、住民サービスの低下を招くことになりかねません。また、督促状の送付などの経費に税金を使うことになり、町にとって損失となってしまう。

町では滞納者の財産調査（預貯金、生命保険、不動産所有状況、勤務先への給与照会など）を行い、差し押さえなどの滞納処分を実施しています。場合によっては、自宅や事業所を訪問、捜索し財産の差し押さえを行います。なお、捜索によって差し押さえしたものは、インターネット公売などで売却し、売上金を滞納税に充てています。12月は滞納整理強化月間です。町では引き続き、滞納処分を強化し町税滞納の解消に努めていきます。税金は納期内に必ず納めましょう。

特別な事情があり税金が納付困難な場合は、そのまま放置せず、ご相談ください。

▼問合せ 税務課収税係
☎72-6904



▶差し押さえた自動車等にはタイヤロックし、運行不能にします。

令和元年度 差押実績（令和元年6月～令和2年5月）

預貯金	582件
給与	28件
生命保険	92件
年金	12件
その他	60件
合計	774件
捜索	21件

納税についてのQ&A



Q 住宅ローン等の借金があり、納税できない

A 納税は国民の義務です。法律によって「税金はすべての債務に優先する」と定められています。個人債務の返済よりも納税を優先してください。滞納が続けば、差し押さえなどの滞納処分の対象となります。

Q いきなり差し押さえするなんて、あんまりだ

A 法律で「督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納しないときは差し押さえをしなければならぬ」と定められています。いきなり差し押さえしているわけではなく、督促状や催告書によって通知してもなお、税金を滞納し続ける人に対して差し押さえを実施しています。

Q 新型コロナウイルスによる影響で収入が減少してしまった

A 新型コロナウイルスの影響で収入に一定の減少があった方は、納税の猶予や減免等の申請ができます。早めにご相談ください。

便利な納付方法があります！

○口座振替

金融機関口座を登録して、便利な自動引き落とし。

○クレジットカード

納期限内の納付に限る。手数料がかかりますがカード自体のポイントもたまります。

○PayPay・LINE Pay

バーコードの有効期限内の納付に限る。スマートフォンと専用アプリのダウンロードが必要です。

■問合せ 税務課収税係 ☎72-6904

クレジット



LINE Pay



Paypay



▶捜索の様子。滞納者に事前に通知することなく実施します。



国民健康保険税の納付は口座振替を原則とします

国民健康保険税の納付は、令和3年4月1日から「口座振替」を原則とします（口座振替を強制するものではありません）。

現在納付書で納めている方は、便利で納め忘れない口座振替への切り替えにご協力をお願いいたします。なお、その他の税金や保険料の口座振替の申し込みも随時受け

付けています。

▼取扱金融機関 足利銀行、栃木銀行、大田原信用金庫、那須信用組合、那須野農業協同組合、福島銀行、白河信用金庫、みずほ銀行、ゆうちょ銀行

▼問合せ 税務課収税係
☎ 6904

家屋の確認調査を実施しています

町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新増築を把握するほか、町内を巡回し確認調査を行っています。

▼家屋が新増築してある場合
新たに課税対象となる場合は、家屋調査実施のお願いの通知を送付します。また、現地確認で調査をお願いする場合があります。

▼家屋が滅失してある場合
調査で家屋の滅失を確認した場合、原則として滅失を確認した年度の翌年度の課税台帳から削除し

ますので、家屋を滅失した場合は速やかにご連絡ください。また、家屋を取り壊した年が確認できる滅失証明書等がある場合は、さかのぼって課税台帳から削除（最大5年間分）します。

▼過年度に建築した賦課漏れの家屋
過年度に建築していたことが確認できた賦課漏れの家屋は、原則として、さかのぼって課税（最大5年間分）します。

▼問合せ 税務課資産課係・全棟調査係
☎ 6905

積雪に備えて 除雪への協力をお願いします

除雪を円滑に進め、安全な通行を確保するため、除雪への協力をお願いいたします。

▼除雪の実施体制
道路の積雪状況や気象状況から判断し、降雪10cmを基準に除雪車が出動します。

町と事業者が所有する除雪車13台を使用し、町内事業者に委託して除雪を実施します。

積雪状況を的確に把握し、委託事業者だけでは対応が困難であると判断した場合には、災害時の相互協定を締結する自治体や事業者に協力要請を行い、除雪体制の強化を図ります。

▼除雪への協力をお願いします
除雪車は町内の広範囲を限られた時間で除雪するため、道路脇に雪をかき分ける除雪を実施します。玄関前や敷地進入口に残る雪の処理は、各家庭でお願いします。また、路上駐車は除雪の妨げになりますので、絶対にやめましょう。

▼適正な樹木管理のお願い
私有地から道路に張り出した竹や木の枝に雪が積もると、重みで道路上におおいかぶさり、通行や除雪作業の支障となる場合があります。大変危険ですので、所有者は適正な維持管理をお願いします。

▼問合せ 建設課維持管理係
☎ 6914

パブリックコメント 皆さんの意見を募集します 那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画

町では、「那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画」の策定を進めています。この計画に対する意見をお寄せください。

▼計画の概要 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく過ごせるように基本的な目標や取り組むべき高齢者福祉施策、介護保険事業の方向性を示すものです。

▼意見を提出できる方
①町内に住所を有する方
②町内に事務所または事業所を有する方、法人等
③町内の事務所または事業所に勤務する方
④町内の学校に在学する方
⑤町に対して納税義務を有する方、法人等
⑥本計画に利害関係がある方、法人等

▼募集期限
12月24日(木)午後5時まで

▼公表資料
○那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画（素案）
▼閲覧場所
①保健福祉課（本庁1階）、各支所（土日祝日を除く午前8時30分～午後5時）
②町ホームページ

▼意見の提出方法 「意見用紙」に必要事項を記載して閲覧場所①の各窓口またはファクシミリ、電子メールのいずれかで提出
※「意見用紙」は、閲覧場所の各窓口にて備え付けてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※電話、口頭による意見の受け付けはできません。

▼提出・問合せ
保健福祉課介護保険係
☎ 6910 Fax 6904
☎ 6910 Fax 6904
✉ hoken@town.nasul.jp

発熱時の 受診方法

まずはかかりつけ医に電話でご相談ください

季節性インフルエンザ流行期です。

発熱等の症状が出た場合は、落ち着いてまず、かかりつけ医に必ず電話で相談しましょう。

症状：発熱やせき、息苦しさ、倦怠感(だるさ)、味覚異常など

必ず電話で相談

かかりつけ医・身近な医療機関

●対応できる場合
診察・検査

●対応できない場合
相談を受けた医療機関
が診察・検査ができる
医療機関を紹介します。

かかりつけ医がない方や夜間など
どこに電話してよいか迷った場合

受診相談センター

☎0570-052-092

※24時間対応

※帰国者・接触者相談センターから名称が変更



冬の感染防止対策～7つの基本～

皆さん一人ひとりの感染症対策が大切です。

①身体的距離の確保

- ・人との間隔はできるだけ空けましょう。
- ・会話をするときには、できるだけ真正面を避けましょう。

②マスクの着用・咳エチケット

- ・外出時や屋内でも会話をするときには、症状がなくてもマスクを着けましょう。

③手洗い

- ・家に帰ったら、まずは手や顔を洗いましょう。
- ・30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗いましょう。
- ・こまめに手を洗い、手指消毒しましょう。



④換気と加湿

- ・こまめに換気しましょう。
- ・風の流れることができるよう、2方向の窓を開けましょう。
- ・窓が1つしかない場合は、入り口と窓を開けましょう。
- ・適度な湿度(40%以上を目安)を保つと効果的です。

⑤3密の回避

- ・密集回避、密接回避、密閉回避

⑥適切な運動や食事

- ・免疫力を高めるため、十分な休養とバランスの取れた食事、適度な運動を心がけましょう。
- ・冬は夏に比べて水分摂取量が減るため、水分摂取を心がけましょう。

⑦健康チェック

- ・毎朝、体温測定しましょう。
- ・発熱やかぜの症状があるときは、無理せず、自宅で療養しましょう。

新型コロナとの闘いを乗り越える「オールとちぎ宣言」

新型コロナは、誰もが感染しうる病気です。私たちが闘っているのは、ウイルスであり、人ではありません。感染された方やその家族等への偏見や差別、誹謗中傷等は、対象となる人の心身を深く傷つけ、平穏な生活を脅かすばかりでなく、差別を恐れて受診をためらうなどの行動につながり、さらなる感染の拡大という負の連鎖を招きかねません。

県と市町は、県民の皆さまと一緒に、大切な人や暮らしを守るため、“おもいやり”と“やさしさ”を持って、新型コロナとの闘いを乗り越えていくことをここに宣言します。

- 感染された方やその家族などに対する差別、誹謗中傷等は、決して許しません！
- 医療従事者をはじめ、わたしたちの健康や暮らしを支えるために奮闘されている方々に心から感謝し、エールをおくりします！
- 県外から来られる方々を非難せず、お互いに尊重し合います！
- 県民の皆さまとともに、互いの立場を思いやる心とやさしさを忘れず、新型コロナとの闘いを乗り越えていきます！

新型コロナウイルス感染症

警戒度レベルが「感染嚴重注意」に！

県内の新型コロナウイルス感染症の状況は、新規感染者が急増しており、感染経路不明のケースが半数程度であること、また、病床・重症病床の稼働率が増加傾向にあり、より強い注意が必要な状況であることから、警戒度レベルが「感染拡大注意」から「感染嚴重注意」に引き上げられました。

警戒度に応じた行動基準は、県ホームページをご確認ください。

- 区域 栃木県全域
- 期間 12月31日(木)まで (予定)
- 問合せ ○県健康増進課 ☎028-623-3089 ○町保健センター ☎72-5858

感染リスクが高まる「5つの場面」に注意！

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下します。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすくなります。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まります。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高めます。

場面② 大人数や長時間の飲食

- ・長時間に及ぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まります。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まります。



場面③ マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まります。
- ・マスクなしでの感染例としては、屋外ラオケなどでの事例が確認されています。

- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要です。

場面④ 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まります。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されています。

場面⑤ 居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる場合があります。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されています。

新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等に対する固定資産税の軽減のお知らせ

新型コロナウイルス感染症とそのまん延防止のための措置の影響等により、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して令和3年度課税分の固定資産税を軽減します。

- ▼対象者 町に資産を有する中小事業者等(資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1千人以下の法人、常時使用する従業員の数が1千人以下の個人)
- ▼軽減の要件・内容 令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同期間と比較し、30%以上50%未満減少している場合は、2分の1軽減
- 50%以上減少している場合は全額軽減
- ▼対象資産 償却資産と事業用家屋
- ▼提出書類 ①新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告

る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する確認書

- ③ 収入減を証する書類(会計帳簿または青色申告決算書等の写し)
- ④ 特例対象家屋の事業割合を示す書類(青色申告決算書等の写し)
- ⑤ 法人の資本金を確認する書類(登記簿謄本等の写し) ※個人は不要。
- ▼申告期間 1月4日(月)～2月1日(月)
- ▼申告方法 認定経営革新等支援機関等に②を申請(①～⑤の書類を添付)し、認定を受ける。その後、申告期間に①～⑤全ての書類を町税務課に提出

- ※申告書等の様式は、町ホームページからダウンロードできます。また、税務課窓口で配付しています。
- ▼問合せ 税務課資産税係 ☎(72) 6905

